令和８年度香取市子育て世帯訪問支援事業登録事業者募集要項

１ 業務内容等

（１）業務の名称

香取市子育て世帯訪問支援事業

（２）業務の概要

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事、育児等に不安又は負担を抱える保護者、妊産婦等がいる世帯(以下「子育て世帯」という。)に対し、受注者の訪問支援員が訪問し、子育て世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を行う。

（３）業務の仕様

別紙「令和８年度香取市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」参照

（４）契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

２ 応募資格

次の要件を全て満たす事業者とする。

（１）香取市内に事業所を有する法人で次のいずれかに該当する事業者

ア　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(訪問系サービスに限る。)を受けている事業者

イ　介護保険法(平成９年法律第 123 号)に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている事業者

ウ　居宅を訪問する事業において、家事支援又は育児支援の事業実績がある事業者の内、本事業の実施が可能と本市が認める事業者

（２）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定のほか、次のいずれにも該当しない事業者

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は本事業の登録事業者の応募日前６か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ　香取市税を滞納している者

ウ　会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき又は更生再生手続開始の申立てがなされている場合は、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている事業者

（３）次のいずれにも該当せず、本事業による支援を適切に行う能力を有する訪問支援員を派遣できる事業者

ア　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ　児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)及びその他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 35 条の５各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第２条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等の虐待を行った者

エ　その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

（４）香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年香取市告示第 113 号）に基づく指名停止措置を受けていない事業者
（５）香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年香取市告示第 149 号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない事業者
（６）本事業に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守できる事業者

３ 委託料

委託料は、単価契約（実績払）とし、訪問支援費、交通費等及び事務費・管理費とする。
なお、令和８年度の業務予定数量は、全体で２時間×３回×10 世帯以下となることを見込んでいる。

（１）訪問支援費　訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した時間につき、１時間当たり 3,300 円とする。
（２）交通費等　訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した件数につき、2,000 円とする。
※1 日の利用が複数の場合は、それぞれを 1 件とする。
（３）事務費・管理費
１か月当たり 47,000 円（ただし、月に１件以上の利用がある月のみ）
（４）キャンセル料の取扱いについて
利用者から派遣日変更等の連絡がなく、訪問支援員が利用者宅を訪問したにも関わらず業務を履行することができなかった場合には、発注者は受注者へ 2,000 円を支払う。
（５）消費税及び地方消費税
本事業は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第２条第３項第２号に掲げる第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は、非課税とする。

４ 申請手続き等

（１）募集のスケジュール
ア　募集要項等の配布　令和８年 11 月４日（水）から令和９年１月 29 日（金）
※香取市ホームページからダウンロードすること。
イ　応募書類の提出受付
①令和８年 11 月４日（水）から令和８年 11 月 24 日（火）
※この期間内の提出の場合、令和８年 12 月 15 日（火）から委託契約を締結する予定。
②令和８年 11 月 25 日（水）以降の提出の場合は、原則として、提出日の属する月の翌々月から委託契約を締結する。
ウ　応募書類は郵送又は直接持参とし、郵送の場合は期間内必着、直接持参する場合は土日祝日及び年末年始を除く午前８時 30 分から午後５時 15 分までの受付とする。
（２）提出書類
下記の申請書及び添付書類を１部提出すること。
ア　香取市子育て世帯訪問支援事業者登録申請書（第１号様式）
イ　香取市子育て世帯訪問支援事業者登録申請にかかる誓約書（第２号様式）
ウ　事業者の概要（第３号様式）
エ　定款、寄附行為又はこれに類する書類
オ　指定書の写し
（指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者の場合）

カ　居宅を訪問する事業において、家事支援又は育児支援の事業実績があることがわかる書類（契約書等の写し）
（オ以外の事業者の場合）

キ　香取市から賦課されている市税に滞納がないことを証する書類（未納のないことの証明書等）

※上記以外に書類の提出を求める場合がある。

（３）提出先(事業担当課)

香取市佐原ロ２１２７番地
香取市 福祉健康部 子育て支援課 こども家庭センター
電話：０４７８-７９-０９２２
E-mail：kosodate-houkatsu@city.katori.lg.jp

５ 審査結果の通知等

期間内提出事業者への審査結果の通知予定日　　令和８年 12 月４日(金)
期間内提出事業者との委託契約締結予定日　　令和８年 12 月 15 日(火)

（１）書類提出後に応募を辞退する場合は、事業担当課にその旨連絡し、応募辞退届に記入押印のうえ提出すること。

（２）提出書類に基づく審査の結果は、書面により全応募者に通知する。なお、子育て世帯訪問支援事業登録事業者として登録することが適当であると本市が認める事業者については、契約関係書類を別途郵送するので、必要箇所に記入押印のうえ、指定の期日までに事業担当課あてに提出すること。

６ 失格事項

次のいずれかに該当する場合は登録事業者として登録しない。また、登録後から契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

（１）応募資格要件を満たさなくなった場合
（２）提出期限までに書類が提出されない場合
（３）提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
（４）提出書類に虚偽の記載があった場合
（５）著しく信義に反する行為があった場合
（６）契約を履行することが困難と認められる場合
（７）応募に際して不正行為があった場合

７ その他

（１）提出書類は審査結果に関わらず返却しない。なお、本市で定めた保存年限終了後、本市の責においてすべて処分するものとし、本業務以外に使用しない。

（２）提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。